

すべての人が自分らしく生きることができ、
お互いを認め合うことのできる社会を目指して

男女共同参画を推進するための条例 男女共同参画基本計画 (2009年改訂版)

(概要)



江別市では、国の「男女共同参画社会基本法」施行、北海道の条例施行を受け、平成14年度に「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、施策を推進してきました。しかし、依然として、社会全体では、固定的な役割分担意識やそれに基づく社会の制度や慣習が残っています。

今後、さらに、社会状況の変化に対応して男女共同参画を進めていくために、市・市民・事業者等の役割と責任を明らかにし、基本理念や市の施策の基本となる事項などを定め、市と市民、事業者の皆さんが、協力、連携して、性別にとらわれることなく男女の人権が尊重され豊かで活力のある社会を実現するため、「江別市男女共同参画を推進するための条例」(平成21年4月1日施行)を制定しました。

これにあわせ、計画の見直しを行い、「江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)」を策定しました。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことをいいます。

条例前文

条例の趣旨を明らかにして、めざす社会の方向を示しています。



● 私たち、江別市民が目指していくこれからの社会は、すべての人が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会です。

それは、江別市民の心が通い合う、豊かで安心して暮らせる住み良い街づくりへの第一歩です。

● 今、私たちの身の回りを見渡してみると、少しずつ新たな分野に挑戦する男性、女性の姿が見られ、多様な生き方が認められる社会になってきています。

しかし、依然として職場や家庭、地域において性別により固定された役割分担が残っており、男女の共に歩んでいく社会の妨げとなっていることに、私たちは気づいていかなければなりません。また、過度の性的な表現が人に不快感を抱かせること、そして性暴力を助長しうることに、気づいていかなければなりません。

● 性別による役割分担や暴力のない社会をつくることは、国際的にも求められるものです。それは同時に、安全な環境のもとに次世代を生みだすことに繋がります。

少子高齢化が進む中で、核家族において、高齢者のいる世帯において、さらには地域において、男女一人ひとりが自立と社会参加をする姿に触れつつ、子どもたちが育つことが望まれます。

私たちは私たちのために、そして未来の大人たちのためにできることを考え、行動します。

● 家庭や地域、職場、学校等あらゆる集団活動の場において、性別による不平等をなくし、お互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくために、この条例を制定します。

基本理念 第3条

男女共同参画を推進していくための基本的な7つの考え方を定めています。



男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別により直接的にも間接的にも差別的な取り扱いを受けないこと。

政策等の立案や決定への共同参画

市の政策や事業者等の方針の立案と決定に、男女が対等な立場で参画する機会が確保されること。

社会における制度や慣習への配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した社会制度や慣習の排除に努め、社会における活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

家庭生活の役割における配慮

男女が、家庭生活において相互に協力し、それぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

個性と能力を発揮する機会の確保

男女が性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。

男女の互いの理解と健康維持

男女が互いの生命、身体に理解を深め、心身共に健康の維持増進が図られる職場と家庭環境の整備に努めること。

国際社会の動向への配慮

国際社会における取り組みを踏まえて男女共同参画の推進が行われること。

市、市民、事業者等、学校の役割と責任 第4条—第7条

市、市民、事業者等、学校の役割と責任を定めています。

市

基本理念に基づき、積極的格差是正措置を含む男女共同参画の推進に関する施策を主要な施策として実施します。

国や他の自治体、事業者等と連携して、市民とともに男女共同参画の推進に努めます。

※積極的格差是正措置

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、必要な機会を積極的に提供すること。

市民の皆さん

基本理念について理解を深め、家庭や職場、地域その他の社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に寄与するよう努めましょう。

事業者等の皆さん

基本理念に基づき、積極的格差是正措置を含む男女共同参画の推進に関する取り組みを行うよう努めましょう。

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めましょう。

学校

学生、生徒、児童、幼児に対して、男女共同参画の推進についての理解を促進するよう努めましょう。



※事業者等

市内の公的機関・民間事業者（営利、非営利を問わない）・自治会等の地域の自治組織・市民活動団体。



性別による権利侵害の禁止 第8条

家庭や職場、地域、学校など社会のあらゆる分野で、以下の性別による権利侵害の禁止を定めています。

●性別による差別的取扱い

●セクシュアル・ハラスメント

●ドメスティック・バイオレンス



セクシュアル・ハラスメント

他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、その言動を受けた者が生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えること。

ドメスティック・バイオレンス

夫婦間や恋愛関係、その他の親密な関係にある又はあった男女間の身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為のこと。

基本的施策など 第9条—第20条

男女共同参画を推進するための基本となる事項を定めています。

●男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画を総合的に推進するため、基本計画の策定、見直しを行い、公表します。策定や見直しにあたっては、市民や事業者等の皆さんの意見を反映させるとともに、男女共同参画審議会に意見を求めます。

●実施状況の報告

男女共同参画の施策の実施状況を毎年報告し、公表します。

●推進体制の整備、財政上の措置

施策の推進に必要な体制の整備と財政措置に努めます。

●調査・研究

施策の策定、実施に必要な調査、研究を行います。

●各種審議会等の委員構成

各種審議会等の委員は、男女いずれか一方が委員総数の4割未満とならないよう努めます。

●広報・啓発

男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野で広報、啓発活動を行います。

●市民、事業者等の表彰

男女共同参画の推進に顕著な功績をあげた市民、事業者等を表彰することができます。

●教育への措置

男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野で必要な措置を講じます。

●市民、事業者等に対する支援

男女共同参画の推進に積極的に取り組む市民や事業者等の活動に対する支援と、家庭・職場・地域における生活を充実させることができるよう出産、育児、介護等の施策で必要な措置を講じます。

●雇用の分野における男女共同参画の推進

市の組織運営において、男女が性別にとらわれることなく能力を発揮することができるよう必要な措置を講じます。また、事業者等に対して男女共同参画のための調査等の協力を求めます。

●苦情、相談等の申出

市民や事業者等は、男女共同参画の施策についての苦情や意見、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談を市長に申し出ることができます。これらに対して、市は関係機関と連携して適切な措置を講じます。

●江別市男女共同参画審議会

男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議などを行う江別市男女共同参画審議会を設置します。



江別市男女共同参画を推進するための条例

平成 21 年条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 19 条）

第 3 章 審議会（第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条）

附則

私たち、江別市民が目指していくこれからの社会は、すべての人が自分らしく生きることができ、お互いを認め合うことのできる社会です。それは、江別市民の心が通い合う、豊かで安心して暮らせる住み良い街づくりへの第一歩です。

今、私たちの身の回りを見渡してみると、少しずつ新たな分野に挑戦する男性、女性の姿が見られ、多様な生き方が認められる社会になってきています。しかし、依然として職場や家庭、地域において性別により固定された役割分担が残っており、男女の共に歩んでいく社会の妨げとなっていることに、私たちは気づいていかなければなりません。また、過度の性的な表現が人に不快感を抱かせること、そして性暴力を助長しうることにも、気づいていかなければなりません。

性別による役割分担や暴力のない社会をつくることは、国際的にも求められるものです。それは同時に、安全な環境のもとに次世代を生みだすことに繋がります。少子高齢化が進む中で、核家族において、高齢者のいる世帯において、さらには地域において、男女一人ひとりが自立と社会参加をする姿に触れつつ、子どもたちが育つことが望まれます。私たちは私たちのために、そして未来の大人たちのためにできることを考え、行動します。

家庭や地域、職場、学校等あらゆる集団活動の場において、性別による不平等をなくし、お互いが支え合い責任を果たすことで、自分の能力を発揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していくために、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等及び学校の役割及び責任を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を計画的に推進し、男女が性別にとらわれることなくひとりの人間としてその人権が尊重され、かつ、心豊かな活力ある社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動により不快感を与え、

その言動を受けた者の生活環境を害すること又はその性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係その他の親密な関係にある又はあった男女間における身体的、経済的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(5) 市議会、市長並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関をいう。

(6) 市民 江別市内（以下「市内」という。）に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動拠点とする個人をいう。

(7) 事業者等 市内において、公的機関若しくは民間又は営利若しくは非営利を問わず事業を行う者並びに市内における自治会等の地域の自治組織及び市民活動団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること及び男女が性別により直接的にも間接的にも差別的取扱いを受けないこと。

(2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣習の排除に努めるとともに、当該制度又は慣習が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 男女が性別にとらわれることなく、それぞれの個性及び能力を発揮する機会が確保されること。

(4) 市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定において、男女が対等な立場の構成員として参画する機会が確保されること。

(5) 家族を構成する男女が子育て、家族の介護その他の家庭生活において、相互に協力しあい、当該家族の構成員がそれぞれの役割を果たせるよう配慮されること。

(6) 男女が互いの生命・身体に理解を深めるとともに、心身共に健康の維持増進が図られる職場及び家庭環境の整備に努めること。

(7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際社会における取組を踏まえながら行われること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を主要な施策として位置付け、これを策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、国及び他の自治体並びに事業者等と密接に連携し、市民と共に男女共同参画の推進に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念について理解を深め、家庭、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において男女共同参画の推進に関する取組（積極的格差是正措置を含む。）を行うよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（学校の責務）

第7条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は、その教育活動において、

学生、生徒、児童及び幼児に対し、男女共同参画の推進についての理解を促進するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、地域、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別により直接的にも間接的にも差別的取扱い又はセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等の人権侵害行為を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定及び見直し)

第9条 市長は、男女共同参画を総合的に推進するため基本計画を策定しなければならない。

2 市長が、基本計画を策定するときは、あらかじめ江別市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長が、基本計画を策定するときは、市民及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長が、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、策定した基本計画を定期的に見直し又は必要に応じて変更することができる。

6 第2項、第3項及び第4項の規定は、前項に規定する基本計画の見直し又は変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、市民に報告し、及びこれを公表しなければならない。

(推進体制の整備及び財政上の措置)

第11条 市は、市民及び事業者等と連携し、円滑な男女共同参画に関する施策の推進が図られるよう、必要な推進体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な財政措置に努めるものとする。

(調査及び研究)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定又は実施に必要な調査及び研究を行うものとする。

(各種審議会等における委員の構成)

第13条 市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する執行機関の長は、審議会、委員会等を構成する委員の任命又は委嘱をしようとするときは、当該委員の数について、男女のいずれか一方が委員の総数の4割未満とならないよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進に関する理解が深まるよう、社会のあらゆる分野において広報及び研修会の開催等の啓発活動を行うものとする。

(市民及び事業者等の表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に顕著な功績をあげた市民及び事業者等を表彰することができる。

(教育への措置)

第16条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、家庭教育、学校教育、社会教育等のあらゆる教育の分野において必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者等に対する支援等)

第17条 市は、男女共同参画の推進に積極的に取り組む市民及び事業者等の活動に対し、これを支援するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女がそれぞれの家庭、職場及び地域におけるいずれの生活も充実させることができるよう出産、育児、介護等の施策において必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第18条 市は、市及び市が出資する団体における人事管理及び組織運営において、基本理念に基づき男女が性別にとらわれることなく、それぞれの能力を発揮することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者等に対し男女共同参画のための調査等について、協力を求めることができる。

(苦情、相談等の申出)

第19条 市民及び事業者等は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策についての苦情又は意見及び男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の相談があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、関係機関と連携し適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、第1項に規定する申出があったときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第3章 審議会

(審議会の設置)

第20条 市長は、その附属機関として審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の取組に関する事項について調査検討し、及び意見を述べること。

(2) 毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について審議し、及び意見を述べること。

3 審議会は、市長が委嘱する12名以内の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、2期を限度として再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

江別市男女共同参画基本計画

2009年改訂版

■ 策定の経緯

江別市では、平成14年度に男女共同参画社会の実現を目指して「江別市男女共同参画基本計画」を策定し、施策を推進してきました。平成17年度には、男女共同参画社会の形成を着実かつ強力に推進するために、その実現を目的とする基本条例の制定に向けた具体的検討を進め、平成21年3月に「江別市男女共同参画を推進するための条例」を制定、あわせて基本計画の見直しを行い「江別市男女共同参画基本計画(2009年改訂版)」を策定しました。

■ 計画の位置づけ

江別市男女共同参画を推進するための条例第9条の規定に基づく計画であり、江別市の男女共同参画社会の実現に向けて、総合的、計画的に施策を推進するための指針となるものです。また、江別市第5次総合計画の個別計画として位置づけられるものです。

■ 計画の構成

江別市男女共同参画を推進するための条例に規定されている7つの基本理念に基づき、4つの基本目標と14の基本方向、34の施策で構成されています。

■ 計画の期間

平成21年度から平成25年度までの5年間です。

■ 数値目標

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みをより積極的に推進するため、数値目標を設定しています。

【項目】

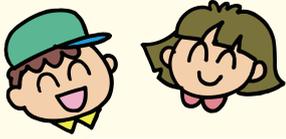
「家庭生活」「地域社会」「職場」の各分野から、今後意識調査などを定期的実施することにより、達成度を確認しながら様々な施策に取り組んでいくことができる項目を選択しています。

【目標値】

過去のデータの推移や現在の状況、今後の見通しなどを勘案して目標値を設定し、平成25年度までに目指すこととしています。

(下の表の最下段の目標値のみ平成23年度末として設定)

項目		現状値	目標値
1	「男女共同参画社会」について、見聞きしたことがある人の割合	26.8%	50.0%
2	「配偶者暴力防止法」について、見聞きしたことがある人の割合	57.9%	80.0%
3	地域社会で男女が平等となっていると思う人の割合	32.1%	50.0%
4	家庭生活上で男女が平等となっていると思う人の割合	36.2%	50.0%
5	市内企業、団体等における女性役員数	555人	
6	審議会等の状況		
	女性委員の登用率	24.3%	40.0%
	女性委員数が4割以上の審議会等の割合	21.9%	(H23年度末) 50.0%



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の変革

1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進

- 家庭や職場、地域などに根付いている男女の固定的な役割分担意識の変革や、社会の制度・慣行などの見直しのための啓発活動を促進します。

2 男女の自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進

- 性別にとらわれず、自立心や自己決定の能力を身につけ、社会参画を通じて自己実現できるようにするため、男女平等への課題解決に向けた学習や家事、育児、介護、ボランティア活動、勤労などを取り入れた体験的な学習をすすめ、「自ら考え、判断し、実践する」ことのできる児童、生徒の育成に努めます。



基本目標Ⅱ 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

3 政策や方針決定過程への女性の参画の拡大

- 市が設置する審議会や委員会などへの女性の登用拡大に努めます。
- 職場や地域社会において、女性の参画が促進されることによって、意思決定の場に多様な価値観が反映され、新たな発想や組織の活性化などを生み出すことへの理解を求めます。

4 雇用等の分野における男女共同参画の推進

- 男女が性別にとらわれることなくその能力を発揮できる機会が確保されるよう環境を整備し、起業を目指す女性や農林水産業、自営業における男女の対等なパートナーシップの構築を支援します。



基本目標Ⅳ 総合的な取組に向けた推進体制の整備・強化

10 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表と計画の見直し

- 施策の実施状況や効果などについての適切な評価方法について検討し、進捗状況を公表します。
- 必要に応じて計画の見直しを行います。

11 庁内推進体制の充実と強化

- 市役所内の推進体制及び職員
の意識啓発を強化します。

13 男女共同参画に関する調査研究の推進

- 様々な課題に対する調査、研究を行います。
- 国や道、他自治体、企業、各種団体等との協力や連携を強化します。

12 審議会の設置

- 審議会を設置し、計画を効果的に推進します。

14 地域から男女共同参画に取り組む推進体制づくりの促進

- 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援を積極的に行います。



基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり

5 高齢者等が安心して暮らせる環境整備

- 高齢期の男女の学習意欲に応える学習機会や職業的な知識、技術向上の助けとなる能力開発に関する学習機会についての情報を提供します。
- 介護は男女双方の役割であることへの理解を深め、介護の仕事に対する理解や社会的評価を高めるよう意識変革を進めます。

6 あらゆる暴力根絶の取組

- セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性犯罪その他あらゆる人権侵害行為に関する社会的認識の徹底、人間の尊厳を尊重する意識を啓発し、ドメスティック・バイオレンスの被害者への支援体制の整備を進めます。
- セクシュアル・ハラスメントについての正しい認識を広め、職場や学校、地域など様々な場において防止に向けた取り組みを進めます。

7 生涯にわたる男女の健康支援

- 男女の性の違いを、妊娠・出産・授乳の生殖機能の差異として正しく認識するための啓発学習や、男女が互いの性と健康に関する理解を深め、健康管理意識の向上を図るための学習など様々な機会をとらえ、互いの性と生命を大切にする性教育の推進に取り組んでいきます。
- 性と生殖に関する健康と権利に関する意識を広く浸透させ、妊娠・出産の重要性と心身への影響を理解し、産む産まないに関する女性の自己決定権が保障されるよう意識の啓発に努めます。

8 男女の家庭生活と他の活動との両立支援

- 男性の家事・育児・介護などへの参加促進につながる支援を行い、家事・育児などの家庭責任は男女が共に担い、支えあっていくことや子育ては家庭だけではなく地域などを含めた社会全体で支援することの重要性などの理解を深めるための意識啓発を行います。
- 職場優先の意識やライフスタイルを見直し、男女が家庭や地域、職場とのバランスの取れた生活を実現するためのゆとりある働き方などに向けた啓発や、地域の諸活動に男女が共に参画するための意識啓発を促進します。

9 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

- 災害や防災に関する知識の習得を支援し、緊急時の連絡体制の整備や避難誘導に関する知識の普及、学習機会の提供を図り、男女のニーズの違いに留意した防災（復興）対策を進めます。



基本目標

基本方向

施策

I 男女共同参画社会
実現に向けた意識の変革

- 1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進
- 2 男女の自立と多様な選択を可能にする教育・学習の推進

- 1 家庭・職場・地域における慣行の見直しと啓発活動の充実
- 2 多様な家族の形態を認めあう意識変革の推進
- 3 女性の地位向上と能力の強化に向けた意識変革と実践
- 4 多文化理解と共生に向けての意識づくり
- 1 性別にとらわれない生き方を可能にする生涯学習の支援
- 2 個性を重視し自立心や自己決定能力を身につける教育の推進

II 社会のあらゆる分野への
男女共同参画の推進

- 3 政策や方針決定過程への女性の参画の拡大
- 4 雇用等の分野における男女共同参画の推進

- 1 審議会や委員会等への女性の参画の促進
- 2 企業などあらゆる組織の意思決定の場への女性の参画促進
- 1 多様な就業形態と適正な労働条件の確保に向けた情報の提供
- 2 男女の均等な雇用機会と待遇の確保に関する施策の推進
- 3 起業をめざす女性に対する支援
- 4 農林水産業、自営業における男女の対等なパートナーシップの構築

III 男女がともに
安心して暮らせる環境づくり

- 5 高齢者等が安心して暮らせる環境整備
- 6 あらゆる暴力根絶の取組
- 7 生涯にわたる男女の健康支援
- 8 男女の家庭生活と他の活動との両立支援
- 9 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備

- 1 生きがいと社会参加の促進
- 2 高齢者の意欲、能力保持に向けた取り組みの支援
- 3 介護にかかわる固定観念、習慣等の是正に向けた意識変革の促進
- 1 あらゆる暴力の根絶をめざした人権意識の啓発
- 2 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者への支援の推進
- 3 セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取り組みの推進
- 1 互いの性と生命を大切にする性教育の推進
- 2 性と生殖に関する健康と権利に関する意識の普及
- 1 仕事と家庭生活の両立を可能にする支援の充実
- 2 総合的な育児の環境づくり
- 3 地域活動に男女が共同で参画するための取り組み
- 1 防災分野における女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

IV 総合的な取組に向けた
推進体制等の整備・強化

- 10 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表と計画の見直し
- 11 庁内推進体制の充実と強化
- 12 審議会の設置
- 13 男女共同参画に関する調査研究の推進
- 14 地域から男女共同参画に取り組む推進体制づくりの促進

- 1 男女共同参画基本計画の進捗状況の公表
- 2 男女共同参画の進捗状況の適切な評価方法についての検討
- 3 計画の見直し
- 1 庁内推進体制の機能強化
- 2 職員を対象とした研修・意識啓発の強化
- 1 審議会の設置
- 1 男女共同参画に関する調査研究の推進
- 2 国・道・他自治体、企業、各種団体等との協力・連携の強化
- 1 男女共同参画に関する市民活動を促進するための支援強化